

小野町一般廃棄物処理基本計画

市町村は、ごみやし尿などの廃棄物の発生量や処理量の見込み、排出抑制のための方策、分別の種類や区分、廃棄物処理施設の整備に関する事項などについて、一般廃棄物処理基本計画において定めることとされています。

町では、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とする小野町一般廃棄物処理基本計画を策定しました。

◆小野町一般廃棄物処理基本計画の概要

1 ごみ処理編

1 ごみの減量化がコスト削減につながります

(1) 計画期間

令和3年度から令和12年度まで(10年間)

(2) 計画区域

小野町全域

(3) 令和4年度までのごみ処理計画

① 収集運搬

町

② 中間処理

田村広域行政組合

③ 最終処分

田村広域行政組合

(4) 令和5年度以降のごみ処理計画(田村広域行政組合解散後)

① 収集運搬

町

② 中間処理

田村市との共同事業により処理

③ 最終処分

田村市との共同事業および民間委託により処理

(5) ごみ減量化などの目標設定

① 1人1日当たりのごみ排出量

令和12年度までに20パーセント削減(700グラム/人・日)とする(令和元年度より174グラム/人・日削減。令和元年度の排出量

8割が水分と言われている

す。生ごみの水切りにより重量を10パーセント削減すると、町のごみ処理費用が年間約380万円削減できます。生ごみは、できるだけ水分を絞ってから出すようにしましょう。

874グラム/人・日)

② リサイクル率

令和12年度のリサイクル率を21パーセントとする(令和元年度より8.1パーセント増やす。令和元年度のリサイクル率12.9パーセント)

③ 最終処分すべき量

令和12年度の最終処分すべき量を232トン/年とする(令和元年度より185トン/年削減する。令和元年度の最終処分すべき量417トン/年)

(6) ごみの減量化を進めるために

① 生ごみの減量化について

生ごみの重量の約7割から8割が水分と言われている

また食べきれない量の食材を購入するよう心掛け、食べきれなかった食材の廃棄を避けるようにしましょう。

② ごみの分別排出の推進について

ごみは、分別排出することによりリサイクルすることできます。缶類、びん類、ペットボトルは概ね分別排出がされていますが、紙類やプラスチック類は可燃ごみに含めて排出されているものがまだあるようです。

限られた資源を有効活用するため、紙類やプラスチック類の分別排出を心掛けましょう。

③ 減量行動の推進

○ 買い物をするときにはマイバックを持参し、不要な包装やレジ袋は使わないようにしましょう。

○ 詰め替えや繰り返し使用できる製品を購入するようにしましょう。

○ リサイクル製品などを積極的に利用しましょう。

○ 再資源化回収協力実施団体(行政区や子供会など)が行う資源物集団回収などへ積極的に参加しましょう。

○ 資源物の店頭回収などを積極的に利用しましょう。



田村東部環境センター
(ごみを処理する施設)